

議案第79号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5の53の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に、「この項及び53の項」を「この表」に、「45,000円（評価書面」を「47,000円（確認書等」に、「69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）」を「71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）」に、「67,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）」を「71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）」に、「103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円）」を「106,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、33,000円）」に、「89,000円（評価書面」を「95,000円（確認書等」に、「31,000円」を「30,000円」に、「138,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円）」を「141,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、44,000円）」に、「63,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円）」を「66,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、14,000円）」に、「94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）」を「99,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円）」に、「99,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）」を「105,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）」に、「148,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円）」を「157,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円）」に、「208,000円（評価書面」を「220,000円（確認書等」に、「53,000円」を「42,000円」に、「311,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）」を「329,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、63,000円）」に、「363,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）」を「382,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、59,000円）」に、「542,000円（評価書面」を「572,000円（確認書等」に、「122,000円」を「88,000円」に、「634,000円（評価書面」を「661,000円（確認書等」に、「118,000円」を「74,000円」に、「945,000円（評価書面」を「992,000円（確認書等」に、「181,000円」を「111,000円」に、「1,168,000円（評価書面」を「1,217,000円（確認書等」に、「214,000円」を「131,000円」に、「1,741,000円（評価書面」を「1,824,000円（確認書等」に、「328,000円」を「196,000円」に、「1,692,000円（評価書面」を「1,760,000円（確認書等」に、「298,000円」を「174,000円」に、「2,522,000円（評価書面」を「2,638,000円（確認書等」に、「457,000円」を「259,000円」に、「2,083,000円（評価書面」を「2,165,000円（確認書等」に、「367,000円」を「213,000円」に、「3,105,000円（評価書面」を「3,246,000円（確

認書等」に、「563,000円」を「318,000円」に、「41,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）」を「42,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、12,000円）」に、「61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）」を「63,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、18,000円）」に、「67,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）」を「69,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円）」に、「100,000円（評価書面）」を「103,000円（確認書等）」に、「36,000円」を「32,000円」に、「120,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円）」を「123,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円）」に、「179,000円（評価書面）」を「184,000円（確認書等）」に、「62,000円」を「46,000円」に、「223,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、75,000円）」を「229,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、57,000円）」に、「334,000円（評価書面）」を「342,000円（確認書等）」に、「115,000円」を「85,000円」に、「370,000円（評価書面）」を「379,000円（確認書等）」に、「125,000円」を「98,000円」に、「554,000円（評価書面）」を「568,000円（確認書等）」に、「193,000円」を「147,000円」に、「687,000円（評価書面）」を「705,000円（確認書等）」に、「229,000円」を「162,000円」に、「1,030,000円（評価書面）」を「1,056,000円（確認書等）」に、「352,000円」を「242,000円」に、「956,000円（評価書面）」を「981,000円（確認書等）」に、「314,000円」を「199,000円」に、「1,433,000円（評価書面）」を「1,470,000円（確認書等）」に、「482,000円」を「297,000円」に、「1,159,000円（評価書面）」を「1,189,000円（確認書等）」に、「374,000円」を「212,000円」に、「1,737,000円（評価書面）」を「1,782,000円（確認書等）」に、「575,000円」を「317,000円」に改め、同項備考を次のように改める。

備考 この項において確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しとする。

別表第5の54の項中「第5条第4項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロ」を「第5条第6項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロ」に改める。

別表第5の56の項の次に次のように加える。

56の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
----------	---	-------	----------

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものである。